省　令

○厚生労働省令第十七号

臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第二項（同法第二十条の四第二項において準用する場合を含む。）及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条の二の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月二十三日　厚生労働大臣　細川　律夫

臨床検査技師等に関する法律施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令

（臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「、顕微鏡、直示天びん」を削り、「上欄に掲げる検査」の下に「にあつては、同表の中欄に掲げる検査」を加え、ただし書を削り、同項第二号中「血清分離」を「血液を血清及び血餅に分離すること（以下「血清分離」という。）」に改める。

別表第一（第十二条関係）を次のように改める。

微生物学的検査	細菌培養同定検査	一　ふ卵器
	薬剤感受性検査	二　顕微鏡
		三　高圧蒸気滅菌器
	病原体遺伝子検査	一　遺伝子増幅装置
		二　遺伝子増幅産物検出装置
		三　高速冷却遠心器
		四　安全キャビネット
血清学的検査	血清学検査	一　恒温水槽
		二　水平振盪（とう）器
	免疫学検査	自動免疫測定装置又はマイクロプレート用ウォッシャー及びマイクロプレート用リーダー
血液学的検査	血球算定検査	一　自動血球計数器
	血液像検査	二　顕微鏡
	出血・凝固検査	自動凝固検査装置
	細胞性免疫検査	フローサイトメーター
	染色体検査	一　CO_2インキュベーター
		二　クリーンベンチ
		三　写真撮影装置又は画像解析装置
	生殖細胞系列遺伝子検査（血液細胞による場合）	一　遺伝子増幅装置
		二　遺伝子増幅産物検出装置
		三　高速冷却遠心器
		四　安全キャビネット
病理学的検査	病理組織検査	一　顕微鏡
	免疫組織化学検査	二　ミクロトーム
		三　パラフィン溶融器
		四　パラフィン伸展器
		五　染色に使用する器具又は装置
	細胞検査	顕微鏡
	分子病理学的検査	蛍光顕微鏡
	体細胞遺伝子検査（血液細胞によらない場合）	一　遺伝子増幅装置
		二　遺伝子増幅産物検出装置
		三　高速冷却遠心器
		四　安全キャビネット
寄生虫学的検査	寄生虫学的検査	顕微鏡
生化学的検査	生化学検査	一　天びん
		二　純水製造器
		三　自動分析装置又は分光光度計
	尿・糞便等一般検査	顕微鏡

備考

一　検査用機械器具は、代替する機能を有する他の検査用機械器具をもつてこれに代えることができる。

二　二以上の内容の異なる検査をする衛生検査所にあつては、検査用機械器具を兼用のものとすることができる。ただし、微生物学的検査をするために必要な検査用機械器具は、専用のものでなければならない。

（医療法施行規則の一部改正）

第二条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第一項第四号中「、顕微鏡、直示天びん」を削り、「上欄に掲げる検査」の下に「にあつては、同表の中欄に掲げる検査」を加える。

第九条の九第一項第十号ロ中「エチレンオキサイドガス滅菌器」を「エチレンオキシドガス滅菌器」に改める。

別表第一の二（第九条の八関係）を次のように改める。

微生物学的検査	細菌培養同定検査	一　ふ卵器
	薬剤感受性検査	二　顕微鏡
		三　高圧蒸気滅菌器
	病原体遺伝子検査	一　遺伝子増幅装置
		二　遺伝子増幅産物検出装置
		三　高速冷却遠心器
		四　安全キャビネット